

<11月特別監査実務研究会 レジューメ>

《会員・会友限り》

2017.11.27 板垣隆夫

【日 時】 2017年11月27日(月) 14:00~17:00
【テ マ】 フタバ産業事件の教訓—言う気は勇氣
【問題提起者】 板垣 隆夫氏(元 日本オキシラン(株) 常勤監査役)
【ゲスト】 本村 博志氏(元 フタバ産業(株) 監査役)
【コーディネータ】 古川 孝宏氏(元 (株)トライアイズ 常勤監査役)
【会 場】 文京シビックセンター3F会議室①

本報告では、公開された資料に基づいてフタバ産業の不正会計&不正金融支援事件を再構成してその概要を把握し、学ぶべき教訓と監査役の課題を探ります。その上で、当事者として大変なご苦勞をされた本村博志元監査役から事件の真相と監査役としての苦闘の経験と今の思いを語って頂きます。それらを通して、有事における監査役のあり方を共に考えます。

<本村博志氏略歴>

昭和19年1月1日生
昭和41年4月 (株)東京銀行入社
平成6年6月 同社取締役バンコック支店長
平成8年4月 (株)東京三菱銀行取締役タイ総支配人兼バンコック支店長
平成11年5月 アイク(株)取締役副社長就任
平成12年2月 同社取締役社長就任
平成16(2004年)年6月 フタバ産業(株)監査役就任
平成27(2015年)年6月 同社監査役退任

<フタバ産業事件の教訓—言う気は勇氣>

1. フタバ産業の概要
2. フタバ産業に関わる事件と訴訟
3. 調査委員会・調査報告書
4. フタバ産業不正金融支援に係る取締役責任追及裁判(代表取締役及び担当取締役)
5. 本事件から学ぶべき教訓と課題
6. 本村さんに伺いたいこと

【別紙資料】

- ①事実経過の詳細と責任の考え方～責任追及委員会答申書から
- ②名古屋地裁岡崎支部判決～監査役への言及例
- ③監査役監査報告書 2009年
- ④<参考情報>【山口利昭弁護士ブログ～ビジネス法務の部屋】関連記事 2009～2017年

1. フタバ産業(以下フタバ)の概要

<企業概要(有価証券報告書、HPから)>

創 立 1945年11月
所在地 愛知県岡崎市橋目町字御茶屋1番地
資本金 168億円
従業員数 単独 3,243名、連結 9,960名(2017年3月末)

株 式	東証・名証 1 部上場
代表者	代表取締役 社長 吉貴 寛良（元トヨタ自動車(株)常務役員）
事業所	愛知県内 7 工場
関係会社	国内子会社：4 社、海外子会社：20 社、関連会社：3 社
事業内容	自動車等車両部品、情報環境機器部品、及び治具溶接機の製造販売
主要取引先	トヨタ自動車(株)ほか（トヨタグループ向け 63.7%）
主要株主	トヨタ自動車(株) 31.38%（H29.2.1 第三者割当増資により 12.25%から増加）
連結業績	（2017/3）売上高（億円）4,123 営業利益（億円）89
役員	社外取締役 2 人、監査役 4 人（常勤 1 人はトヨタ出身、非常勤 1 人は公認会計士）
監査室	5 名
会計監査	有限責任監査法人トーマツ（2011 年 3 月期まではあずさ）

＜直近第 103 期有価証券報告書 4【事業等のリスク】（9）役員等に関する重要事項＞

「当社では、平成 20 年（2008）12 月 25 日及び平成 21 年（2009）5 月 29 日に行われた有価証券報告書等の過年度訂正及び、当時の持分法適用会社であった株式会社ビジネスデザイン研究所に対する不適切な金融支援等により発生した損害につき、当社株主 1 名から、当社取締役及び監査役ならびに元取締役及び元監査役計 21 名に対して平成 23 年（2011）11 月 15 日に総額 3,066 百万円あまりの損害賠償請求訴訟を提起されております。なお、その後被告 1 名については、原告株主が訴えを取り下げ、また 18 名に関しては、平成 26 年（2014）9 月 29 日裁判上の和解等により終結し、残り元取締役 2 名についてのみ本訴訟が係属中であります。」

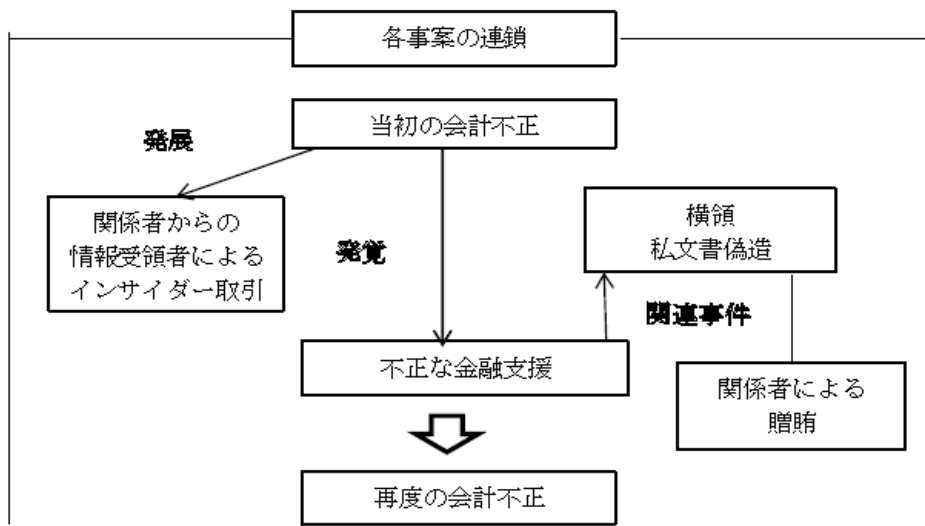
2. フタバ産業に関わる事件と訴訟

A. ＜相次ぐ不祥事＞

会計不正事件を皮切りに不祥事の発覚が相次ぐ

- (1) 会計不正事件 2008 年発覚
 - (2) 社員によるインサイダー取引事件 2009 年（H21）12 月 課徴金納付命令（258 万円）
 - (3) 不正な金融支援事件 会計不正の調査の過程で 2009 年発覚、2013 年 2 月元社長、元役員らが逮捕（私文書偽造、業務上横領等）（→元社長は不起訴処分）
 - (4) 中国贈賄事件 2007 年（H19）発生、2013 年 9 月元専務逮捕（不正競争防止法違反容疑）
 - (5) タイ国関連会社不正会計 2015 年（H27）6 月「特別調査委員会調査報告書」公表
- * 別に、金商法上の損害賠償請求訴訟の原告を募る目的で申立てられた株主名簿閲覧謄写請求事件が有名だが本報告では取り扱わない。

【図表】当初の会計不正と他の不祥事の関連



《平尾覚、上島正道
「フタバ産業事件—
必要なのは経営陣の
固い決意—」（「企業
会計」2016.3）より》

B. 各事件の概要と経緯

(1) 当初発覚した会計不正

- ・ フタバは 2008 年 9 月末会計監査人の指摘により不適切な会計処理の存在を認識し、直ちに社内調査委員会(A)を立ち上げた。
- ・ 10 月 15 日に「過年度決算訂正の可能性に関するお知らせ」を公表すると共に、同月 24 日に社外調査委員会(B)を設置し、社内調査に関する検証作業を行わせた。
- ・ 12 月 25 日付にて、2004 年 3 月期から 2009 年 3 月期第 1 四半期に係る過年度の決算訂正が行われた。(第 1 次過年度決算訂正)
- ・ 2009 年 3 月 10 日には、社内・社外の調査委員会報告書の各要約版が公表。更に 2009 年 4 月 2 日に発足した特別調査委員会(C)の調査結果も踏まえ、5 月 29 日付にて 2006 年 3 月期から 2009 年 3 月期第 3 四半期に係る過年度の決算訂正が行われた。(第 2 次過年度決算訂正)
- ・ 上記の決算訂正を受け、有価証券報告書の虚偽記載等につき、金融庁から 2009 年 7 月 28 日付で課徴金納付命令を受けた(1817 万円)。

(2) インサイダー取引

- ・ フタバの 2006 年～2008 年 3 月期の各過年度決算数値に過誤が存在した旨の事実をフタバの元役員から伝達を受けた情報受領者により、株式の売付けが行われた。当該情報受領者は金融庁から、2009 年 12 月 11 日付で課徴金納付命令を受けた(258 万円)。

(3) 不正な金融支援

- ・ 上記(1)の調査過程で、持分法適用会社「ビジネスデザイン研究所」に対して不正な金融支援を行っている事実が発覚し、2009 年 4 月 2 日に特別調査委員会(C)を発足させ、不正な金融支援の実態を調査した。
- ・ 5 月 14 日に提出された調査報告書によれば、社内手続きを行わず凡そ 64 億円の不正融資を行い、未返済額が約 17 億 4,200 万円に上ることや、有価証券報告書への売上原価の過少計上などの虚偽記載が行われたことが判明した。
- ・ 2013 年 2 月フタバの元社長や元役員らが、私文書偽造・同行使や、業務上横領の各被疑事実により逮捕されるに至った。

(4) 中国贈賄事件

- ・ 2013 年 9 月には、前記の不正な金融支援にも関与していたフタバの元役員が、中国公務員に対する贈賄の被疑事実により逮捕された。違法操業の処分を軽くしてもらうために現地の税関や地方幹部に現金や女性用バックを渡していた。

(5) 再度の会計不正

- ・ 2015 年 4 月頃会計監査人の指摘により、タイ国所在の関連会社に対する投融資および債権の損失処理上の問題を認識し、特別調査委員会を設置した。6 月 16 日に調査報告書の要旨が公表され、同月 30 日に 2012 年 3 月期～2015 年 3 月期に係る過年度の決算訂正が行われた。併せて、内部統制報告書の訂正報告書を提出した。
(発生時に費用として処理すべき生産準備費用等を無形固定資産として資産計上)

C. 不祥事に関する責任追及・訴訟・行政処分の概要

- ・ 2009 年 5 月 14 日設置した「責任追及委員会」で、各違法行為の実行者及びそれと同等の責任を負う者(小塚氏、寺田氏、市川氏、加藤氏)については、損害賠償請求を行うことが必須とした。
- ・ 不正な金融支援に直接関与した経理担当常務(市川氏)や執行役員(加藤氏)等が刑事責任を問われて有罪判決を受けた。民事責任は、両役員に加えて当時の社長(小塚氏)と事業部担当専務(寺田氏)が監視義務違反で有責となった。

- ・株主代表訴訟によって社長の責任を追及した監査役を含むその他役員 18 名が損害賠償請求訴訟を提起されたが、和解によって終結した。(詳細は明らかにされていない)

(1) 刑事責任追及

○2013 年 1-2 月 元社長（小塚）、元常務（市川）、元執行役員（加藤）、元 BDL 社長逮捕（有印私文書偽造・同行使容疑）

→元社長は不起訴処分

→一審に続き名古屋高裁にて、元常務に懲役 2 年 6 か月、元執行役員に同 2 年 4 か月の実刑判決（業務上横領、有印私文書偽造・同行使）

○2013 年 9 月元専務（寺田）不正競争防止法違反容疑で逮捕（外国公務員への贈賄）

→罰金 50 万円の略式命令

(2) 民事責任追及

○2009 年 10 月 会社から元取締役 3 名及び元従業員 1 名（小塚、寺田、市川、加藤）に対する損害賠償請求訴訟（約 17 億円）提起

○2011 年 11 月株主から現・元取締役・監査役 21 名に対し損害賠償請求訴訟（約 31 億円）提起

→2014 年 9 月 18 名と和解等により終結（元取締役 2 名のみ訴訟継続） 「勝訴的和解」

→2016 年 3 月名古屋地裁岡崎支部判決 元社長と元専務の賠償責任認定（1470 百万円+187 万ドル（約 210 百万円））

(3) 行政処分

■金融庁課徴金、東証違約金

・2009 年 7 月 28 日付 有価証券報告書の虚偽記載等で課徴金納付命令（1817 万円）

・2009 年 12 月 11 日付 インサイダー取引で当該情報受領者に納付命令（258 万円）

・2009 年 7 月 3 日付 東証が上場契約違約金を徴求（1000 万円）

＜東証監理銘柄指定（2008. 10. 15）、特設注意市場銘柄指定（2009. 3. 20）＞

3. 調査委員会・調査報告書

(A) 社内調査委員会：2008 年 10 月 3 日調査開始、「社内調査委員会調査報告書（要約）」

2004 年 3 月期から 2009 年 3 月期第 1 四半期にかかる過年度の決算訂正の原因の究明および再発防止のための対策。（委員長は社長）

■決算訂正の主要な問題点

(1) 建設仮勘定の本勘定への振替漏れとそれに伴う減価償却費の計上不足（144 億円）

（量産開始後の国内生産用金型の減価償却資産への未振替）

(2) 仕掛品の売上原価への振替漏れ（192 億円）

（仕掛品計上した海外子会社向け外販用金型・設備・検具ほか）

(3) 据付調整費の資産性の根拠不足とそれに伴う期間費用の一括計上（451 億円）

（新しい生産ラインの性能確認・調整のための試しトライ費用）

★建設仮勘定の 15 億円は一次訂正で研究開発費へ科目訂正したがその後の調査で不正な金融支援で回収困難な貸付と判明した。

■本決算訂正の直接的原因

- (1) 従来の業務フローの効率化の遅れによる経理部門と関連部門との連絡体制の不備
- (2) 据付調整費に関する区分基準・必要な証憑についての認識の相違

■再発防止策

- ① 経理部門と関連部門の情報伝達の改善
- ② 経理部門の強化（経理部の人員増強ほか）
- ③ 内部管理体制の強化（統制環境の整備ほか）
- ④ モニタリングの整備（監査室（内部監査部門）の強化ほか）
- ⑤ IT 統制の整備（経理システムの IT 化の推進ほか）

(B) 社外調査委員会：2008 年 10 月 24 日設置。「過年度決算訂正調査報告書（要約）」

「社内調査委員会調査報告書」の検証。

委員長 池野 千白（中京大学法科大学院教授・弁護士）

委員 神谷 明文（弁護士）、委員 鈴木 人史（公認会計士）

委員 中東 正文（名古屋大学大学院法学研究科教授）

事務局 寺島 美貴子（弁護士）

★「不適切な会計処理」についての社内調査委員会の報告書の原因分析、再発防止対策について概ね不合理でないと追認した。

(C) 特別調査委員会：2009 年 4 月 2 日発足。「調査報告書」

特別調査委員会の目的は、当社の第 1 次過年度決算訂正に関する調査過程で発覚した BDL をめぐる不正な金融支援について、その実態を明らかにする。

- ・委員長 鳥飼 重和（弁護士）
- ・委員 佐川 忠明（常勤監査役）
- ・委員 本村 博志（監査役）
- ・委員 小出一郎（弁護士）
- ・委員 中村 隆夫（弁護士）
- ・委員 宇賀村 彰彦（公認会計士）

■不正な金融支援に至る経緯

「当該一部役職員は、当時 BDL の財務状態が芳しくないことから、当社の正式な決裁を経て金融支援を行うことは難しいと考え、他方、BDL を倒産させるわけにはいかないとして、このような不正な金融支援に至った」

■不正な金融支援の概要

- (イ) 当社からの支出による不正な金融支援（建設仮勘定（金型）計上、預金担保、連帯保証および担保手形差入による不正な信用供与） 【最終損害 1,497 百万円】
- (ロ) 当社海外子会社からの支出による不正な金融支援（香港「雙葉科技」） 【180 万ドル】
- (ハ) 当社国内子会社からの支出による不正な金融支援（「フタバ伊万里」） 【50 百万円】

■不正な金融支援に至る原因

(1) 社内風土等

『FTB においては、監査役会から経営陣に対して数次の申入れなどが行われていたことを除けば、社長であった小塚氏が絶対的な支配力を持ち、小塚氏に対しては、監査役を除き、ほとんど誰も反論できず、多くの役職員が小塚氏の意向を最優先に慮って行動するというような風潮が蔓延していたように見受けられる。』

『そのような風潮の中、BDL が小塚氏の検討指示により関係を有するに至ったため、FTB の役

職員は、「社長案件」として BDL を失敗させてはいけない、BDL に関して小塚氏に悪い報告をすることすらできないと認識していたことが伺われる。このような意識に遵法意識の欠如が加わり、市川氏および加藤氏が、正しい決裁手続を経ることなく、露見しないような方法で、徐々に BDL を支援し始めたのではないかと推察される。』

『複数の役職員の関与が認められるが、社長案件を潰してはならない、社長が推進しているロボット事業のためであれば多少のルール違反も厭わないという、ゆがんだ忠誠心とその根底にあるように見受けられる。』

(2) チェック体制の脆弱性等

①証憑類および決裁書類の確認、並びに、新規または臨時の支払先への出金確認が不十分であったこと、②子会社からの出金ルールが不明確であったこと、③手形等の管理に脆弱な部分が存在したこと、④実印と銀行印を兼用したため経理部が両方を管理しており、契約書等の不正作成もチェックされにくい状況であったこと

(D) 責任追及委員会：2009 年 5 月 14 日設置。「責任追及委員会答申」

調査報告書において、不適切な取引が判明したところから、関係者に対する損害賠償請求の要否及び内容等について諮問すること。

委員長	中村直人（弁護士：中村・角田・松本法律事務所）
委員	中島正裕（弁護士：中村・角田・松本法律事務所）
委員	鳥飼重和（弁護士：鳥飼総合法律事務所）
委員	小出一郎（弁護士：鳥飼総合法律事務所）
委員	中村隆夫（弁護士：鳥飼総合法律事務所）

<責任追及委員会答申書による事実経過及び責任の所在>

A. 関係者の経歴、B. 関係する会社の概要、C. 事実経過、D. 責任の考え方 別紙

【刑事責任の有無】

本委員会は、告訴・告発等によりフタバ産業関係者に対する刑事責任を追及するごとは相当でないものと判断した。但し、今後捜査当局の捜査等により新たな証拠等が得られた場合には、別途検討する必要があることはいうまでもない。

【民事責任の対象の抽出】

「本委員会は、①最終的にフタバ産業の損害となっている行為を拾い出し、②その損害について、実行行為者、その他の取締役、監査役等の関係者にその損害と相当因果関係のある何らかの義務違反があるか、③法的責任の認められる者に対して責任追及を行うべきかどうか、というプロセスで検討することとした。」

「具体的には、フタバ産業の最終の損害となっている行為は、①J社に対して平成 20 年 3 月 28 日に 3 億円、同年 4 月 28 日に 11 億 9,700 万円を送金した行為、②平成 20 年 12 月 29 日に双葉科技に対して約 180 万ドルを送金した行為、③フタバ伊万里をして平成 20 年 2 月 2 日にL社に対して 5,000 万円を送金させた行為、の 3 つである。」

→

【損害賠償責任の所在】

- 1) J社案件については、それによって生じた損害 14 億 9,700 万円について、実行者である加藤氏、市川氏、経理部門の統括者である小塚氏、そして平成 19 年 11 月ないし 12 月時点で取締役であった伊藤氏～（以下略）が損害賠償債務を負担しているものと考えられる。
- 2) 双葉科技案件については、それによって生じた損害 187 万 4999.44 ドルについて、実行者である加藤氏、市川氏、寺田氏、そして平成 19 年 11 月ないし 12 月時点で取締役であった小塚氏、伊藤氏～（以下略）が損害賠償債務を負担しているものとする。

3) フタバ伊万里案件については、それによって生じた損害 5,000 万円について、加藤氏、市川氏及び小塚氏が損害賠償債務を負担しているものと考えられる。

【答申の結論】

本委員会としては、各違法行為の実行者及びそれと同等の責任を負う者（小塚氏、寺田氏、市川氏、加藤氏）については、既に取締役については取締役を辞任し、使用人については懲戒解雇されている点を考慮しても、やはり損害賠償請求を行うことが必須であると考える。

実行者以外の取締役の責任については、代表取締役以下の執行者に対する監督機関である取締役会として、平成 19 年 11 月以降の対応はあまりに無責任であり、その責任は重いものと考えられる。但し、会社法によって内部統制決議が義務化され（平成 18 年 5 月）、金融商品取引法により内部統制報告書制度が始まり（平成 20 年 4 月）、まだ間がない時期の事案であること、違法行為の実行者ではないこと、フタバ産業は既に外部から新しい社長を招聘して新たな改革を推進していること、等の諸事情を考慮して、相応の負担を行い、社内での処分等も適切に行われる場合には、損害賠償請求訴訟の提起までは行わないことも認められると考える。

4. フタバ産業不正金融支援に係る取締役責任追及裁判（代表取締役及び担当取締役）

2016 年 3 月 25 日 名古屋地裁岡崎支部判決

2016 年 10 月 27 日 名古屋高裁判決（基本的に地裁判決を維持）

（原告）フタバ産業㈱（代表者 監査役）、（原告共同訴訟参加人）株主

（被告）元代表取締役社長（小塚）、元取締役専務（寺田）、

(1) 判決要旨

- ・ 原審・控訴審ともに、回収不能になった融資金相当額等として、日本円に換算して一五億円を超える損害賠償請求が認められた。（控訴審では特別調査委員会及び責任追及委員会の報酬約 3000 万円も相当因果関係のある損害と認められた）
- ・ 代表取締役は、事実関係の調査とリスク状況の確認および損害の回避または軽減の措置等の措置を講ずべき義務があったと認められた上、これらの各措置を迅速果断に実行すべき義務があったのにこれを果たさず代表取締役としての任務を懈怠した旨判示した。
- ・ 取締役についても、本件無断保証の事後承認が議案となった X の取締役会において適切な意見を具申し、また、本件無断保証の経緯や原因のほか、本件無断保証による X のリスクについて、非常勤取締役で内情を知り得る立場から、a 社の現在の経営状態等の実情についての調査に取り掛かり、判明次第、報告すべき義務があったと判示した上、かかる義務を果たさず、かえって、a 社に送金されることを知りながら X の子会社から送金を実施して資金を融通し、不正金融支援が継続されていること等自己が認識している事情について黙っていたこと等から、取締役としての任務の懈怠があったとした。

(2) 判決文中の監査役への言及 <言及例> 別紙②

- ・ 異例と思えるほど、監査役の活動や言動への言及が多い。
- ・ 代表取締役に対し取締役がモノを言わない中で、監査役が説明を求め、疑義を質し、意見を表明することにより、真相解明と責任追及に努めた（特に社外監査役が大きな役割）
- ・ 代表取締役や取締役の任務懈怠認定の根拠として監査役の質問や意見が活用されている。

5. 本事件から学ぶべき教訓と課題

(1) 急成長する「優良企業」が抱えるリスク

- 急激な業容拡大に追いつかない内部管理体制

- ・経理部門を始めとしたチェック体制の脆弱性

「かつて、トヨタの系列団体『協豊会』の会長を務めたほどの名門・優良企業」

「海外投資は石橋をたたいても渡らない慎重さがありましたが、顧客への要望に対応するため、方針が大きく変わりました。トヨタの系列の中で当社ほど変化したところはないと思います。この10年の間に欧米や中国など海外に一気に14工場も建てました。その結果、帳票の管理が甘くなり、本来なら一括で経費処理するところを減価償却扱いにってしまうミスを重ねました」（井上久男「驕る平家は久しからず」フタバ産業元社長の逮捕にみる名門・優良企業の油断と驕り）

○系列企業の問題 「勝因としての系列」「敗因としての系列」

- ・「系列取引」と言われる長期安定的な関係の変容と生き残り戦略 「オープン化」
- ・コスト削減、身の丈を超えた海外進出圧力「トヨタグループ拡大の“犠牲者”？（東洋経済）」
- ・親会社の全面支持によって子会社不正の調査がスムーズになった？

○業績・利益拡大ためであれば多少のルール違反も厭わない遵法精神の希薄化

（2）組織風土の問題

○企業発展の功労者たるワンマン経営者の暴走を許す組織風土

- ・周囲をイエスマンで固めた功労者たる独裁者により多様な意見が経営に反映されなくなる
- ・社長の絶対的な支配力に対し物が言えない組織風土 「ゆがんだ忠誠心」。

○社長推進PJの聖域化

- ・「BDLに関して失敗は許されず、悪い報告を行うことすらできないという意識を強く持っており」「社長案件を潰してはならない、社長が推進しているロボット事業のためであれば、多少のルール違反もいとわない、ゆがんだ忠誠心がその根底にある」

（3）経営トップの責務、求められる「経営倫理」

○不正を認識した場合の経営トップの責務

- ・①事実関係の調査とリスク状況の確認、②損害の回避又は軽減の措置、③再発防止の措置を講ずべき義務がある。
- ・不祥事を防止する前提となるのは、不正行為を行わないという経営者の固い決意である

（4）監査役の責務、有事への対応

○不正の兆候を認識した場合、取締役事に事情説明を求め、必要あれば事実関係の調査を行う

○経営トップに物が言えない組織風土があっても、毅然と意見を述べる

○社内事情を良く知る常勤監査役と専門知識と社会常識を備えた社外監査役の連係が重要

○監査役の追及が代表取締役の善管注意義務違反（不作為）を明らかにすると共に、監査役自らの身を守ることになる

<山口弁護士の評言>

「何名もの裁判官が変わる中で、判決をもらうことにこだわり、「俺は知らない」と責任を否定する元社長さんに責任追及の手を緩めなかったこの元監査役さん」

「自己保身に走りたい状況の中で、それでも会社と株主の利益を思って満身創痍で会社を救おうとされた監査役」をご本人はどう受け止めておられるか。

（5）三様監査の連携

○過年度決算訂正の発端となった監査法人の問題指摘、監査報告概要および中間監査報告による継続的な改善要望

○独立した内部監査部門がないか脆弱な場合は充実強化に尽力する

<山口弁護士の評言>

「会計監査人と監査役の連携によって経営者関与の不正が発見できた数少ない事例」

(7) 調査委員会の在り方と監査役の役割

○社内調査委員会、社外調査委員会 それぞれの役割、経営トップが関与の場合は社内は限界

○不正調査における監査役の役割 調査委員会への参加

・BDL への不正な金融支援を調査する「特別調査委員会」に常勤・社外監査役二人が参加

(8) 責任追及の在り方 民事責任

○会社による責任追及訴訟と株主代表訴訟

○責任追及した監査役が損害賠償責任を問われる矛盾

<会社法制（企業統治等関係）部会第5回会議（平成29年9月6日開催）検討資料>

2 株主による責任追及等の訴えの提起の制限

「株主による責任追及等の訴えの中には株式会社の利益に反すると評価すべきものがあることから、株主による責任追及等の訴えの提起に新たな制限を設けることを検討すべきであるという指摘がある。」

6. 本村さんに伺いたいこと

○社外監査役就任の経緯、事前に当社の状況（ガバナンス不全）はある程度調査して理解されていたのか。

○本村さん自身が不祥事の兆候を認識されたのは何時で、何によってか。
それにどう対応されたか。

○監査役の他のメンバーとは認識や問題意識は共有できたか。
経営トップと厳しく対峙することに異論はなかったか。

○三様監査の連携についてどう総括されるか。

○一連の事件の経験を生かして企業風土は改革されたと評価されるか。

○株主代表訴訟で被告とされたことにどういう感想をお持ちか。

○裁判を実体験されて日本の裁判制度に関してどういう感想を持たれたか。

○本村さんにとっての『監査役の覚悟』とは。

以上

【参考資料】

- ・名古屋地裁岡崎支部平 28. 3. 25 判決 判例時報 2331 号
- ・名古屋高裁平 28. 10. 27 判決 新商事判例便覧『旬刊商事法務』（2017 年 8 月 25 日 NO. 2142）
- ・平尾覚、上島正道（2016）「フタバ産業事件―必要なのは経営陣の固い決意―」（会計不正防史学）『企業会計』2016 年 3 月、中央経済社
- ・村井直志（2011）『会計ドレッシング』東洋経済新報社
- ・井上久男（2013）「驕る平家は久しからず―フタバ産業元社長の逮捕にみる名門・優良企業の油断と驕り」（2013. 2. 8、現代ビジネスHP）
- ・「トヨタ拡大路線の「優等生」フタバはなぜ暴走したか」（2009. 8. 4、東洋経済 online）

＜略年表＞

年 月	特記事項
2003 年 6 月	フタバ産業がビジネスデザイン研究所（ＢＤＬ）に出資
2005～2009 年	取締役会決議など正規の手続きを経ずに約 64 億円を金融支援
2008 年 9 月	監査法人と経営者の面談の席での不審点の指摘、調査依頼
10 月	社外調査委員会設置、過年度決算訂正の可能性公表、東証監理銘柄指定、
12 月	第 1 次過年度決算訂正
2009 年 3 月	社内調査委員会・社外調査委員会報告書公表、社長辞任発表、東証特設注意市場銘柄指定
4 月	東証と名証に改善報告書提出、特別調査委員会（含む監査役）
5 月	不正な金融支援公表、責任追及委員会発足、第 2 次過年度決算訂正
7 月	金融庁から会社に対し課徴金納付命令（1800 万円）
〃	東京証券取引所からは、有価証券上場規程第 404 条・第 416 条第 1 項違反として、上場違約金 1000 万円を請求される。
〃	あずさ監査法人内部統制監査報告書に監査意見不表明
10 月	会社から元取締役及び元従業員 4 名（小塚、寺田、市川、加藤）に対する損害賠償請求訴訟（約 17 億円）提起
2011 年 6 月	監査法人交代（あずさ⇒トーマツ）
11 月	株主から取締役、元取締役、監査役、元監査役計 21 名に対し損害賠償請求訴訟（31 億円）提起
2013 年 1-2 月	元社長（小塚）、元常務（市川）、元執行役員（加藤）、元ＢＤＬ社長逮捕（有印私文書偽造・同行使容疑）→元社長は不起訴処分
2014 年 7-9 月	名古屋高裁にて、元常務に懲役 2 年 6 か月、元執行役員に同 2 年 4 か月の実刑判決（確定）
2014 年 9 月	18 名と和解等により終結（元取締役 2 名のみ訴訟継続） 勝訴的和解
2016 年 3 月	名古屋地裁岡崎支部判決 元社長（小塚）と元専務（寺田）損害賠償責任（1470 百万円+187 万ドル）、2016. 10. 27 名古屋高裁判決（基本的に地裁判決を維持）

★タイ国関連会社に対する投融資及び債権の損失処理についても、2015 年に社内調査委員会及び特別調査委員会が設置された。